

所沢市議会災害等対応マニュアル議会機能継続計画（BCP）（素案）
 についての意見提案手続
 ご意見と市議会の考え方

令和3年5月18日から6月7日まで実施した「所沢市議会災害等対応マニュアル議会機能継続計画（BCP）（素案）への意見を募集します」について、4人の方からご意見をお寄せいただきました。寄せられたご意見と、議会BCP（素案）へのご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。お寄せいただいたご意見は、議会改革に関する特別委員会における協議の参考とさせていただきます。

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和3年5月18日（火）から6月7日（月）まで
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか

2. 意見総数

人数 4人（内訳：直接持参0人／郵送0人／FAX1人／電子メール3人／電子申請0人）

3. 寄せられたご意見等

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
1	<p>10. 訓練及び研修、広域連携（22ページ） 緊急対応マニュアルとしてよくできていると思います。 このマニュアルが生きるかどうかは、日ごろの訓練が大事です。 4行目「防災訓練等を定期的実施する」5, 6, 7行目「研修を適宜実施する」「訓練などの実施についても検討する」 これらを具体的に年間何回、いつ、どのような内容を実施するか具体的にマニュアルに定めるべきです。そうしないとマニュアルは絵に描いた餅になります。 最終行「平時から広域連携を構築・強化することについて検討する必要がある」 これも具体的に年間何回、いつ、どのような内容を実施するか具体的にマニュアルに定めるべきです。 具体的にスケジュール化し、大規模災害に柔軟で強靱な議会にしてください。応援しています。</p>	<p>所沢市議会では、毎年、第3回定例会初日に震災を想定し、シェイクアウト訓練や、オンラインを使った安否確認の訓練などを実施しています。 具体的なマニュアルを定めることにつきましては貴重なご意見として承り、今後の市議会における取組の参考にさせていただきます。</p>

2-1	<p>1. 全般（「目次」にも関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例(案)では「災害時等における議会の組織体制、議会及び議員の基本的役割、議会機能の継続・回復に関し」となっている。 であるならば、基本的な構成はこの条例項目が分かりやすく構成されている必要がある。 ★しかし、このマニュアルではこの項目要件を満たしていないので、修正が必要と考える。 ★期間的な考え、記述がない。「恐れのある時～発生時～対応～普及～復興」までのどれに対応しようとしているBCPなのか不明確である。「議会機能の継続・回復」については、10ページの議会・議員活動で触れられているが、議会という組織（委員会も含む）として時系列的に整理して記載されるべき。 ・条例案のように、議長が定めた場合、本BCPを一般市民はどのように閲覧するのか。コロナ禍での議員報酬は、一部では返納したところもあるが、していないところも多い。まさに災害時等の議員活動そのものにかかわるものであり、容易に閲覧できるようにされるべきである。 ・議長や議会が定めた場合、条例27条第2項「議員報酬等条例の改正案」は災害時等に今後提出されなくなるのではないか。 ★議会の活動や議員の行動の細部を決めるにあたっては、関連する法律や条例等が存在する。それらの関連規則を提示すべきと考える。そして、細部内容記載時は、関連規則等を引用等をして参考的に説明すべき。 ・例：「所沢市議会基本条例第4条（議員の活動原則）第3項 議会活動を最優先するよう努めること。」 ：「所沢市議会会議規則第2条 公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは議長に届け出る。」「第11条 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。」 	<p>災害発生時、議会・議員が災害を理由にした市長提出議案の専決処分をただ追認することのないよう、本来のチェック機関として機能することを前提に策定してきました。また、東日本大震災を経験した議会や、先進的取り組みをする議会のBCPを参考に議論を進めてきました。</p> <p>本議会BCP（素案）は、発災時に各議員がどう行動すべきか、簡潔に記載することにより実効性のあるものになるよう腐心し、議会基本条例に照らして作成してきました。</p> <p>全体に言えることですが、災害の復旧・復興にはその程度により様々な状況が考えられ、全てをこと細く規定することは難しいものと考えます。まず、状況に応じて議会・議員がどのように行動するかを示しています。復旧・復興にある程度の目処が立てば、議会は通常の運営に戻るわけですが、その間、必要最低限の議会運営のためのマニュアルとしております。議会や議員については地方自治法にその定めがあり、議員個人の資質などは所沢市議会を含め、各議会が独自に議会基本条例に定めています。ご提案につきましては、今後の議論の参考にさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。</p>
2-2	<p>2. 災害時等における議会の組織体制について（4ページ（1）、8ページ（1）関連、18ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例によると「議会は、本会議及び委員会」があるが、まずは災害時等にこの本会議及び委員会は機能するのか、機能させるのかを明確にする必要がある。下記事項等の基本的考えを明確にした上で、その細部として18ページのような記述がされるものとする。 ・次に、本会議と委員会等と「災害対策会議」の関係を明確にする必要がある。図示されるべきと考える。 ・あわせて、議会の役割である「条例の制定、予算の決議及び予算の認定並びに行政活動の監視」の観点から、災害時における上記組織の役割を明確にする必要がある。 ・組織体制であるので、ここで「災害対策会議」の構成メンバーの記載も必要である。（代理・代行に関する事項も含む。） <p>3. 2ページ「（2）見直し手続き」関連と条例案との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案では「議長が別に定める」となっている。 ・しかし、2ページでは「議会は・・・」「原則として議会運営委員会・・・」となっており、「議長が定める」という記載がない。 ・表紙等にも「議長が定めた」という形が示されていない。 <p>4. 4ページや5ページの記載等（災害対策会議の設置関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議会BCPが対象とする災害等が発生したとき、又は災害等の発生が予測され、議長が必要と認めるとき、」とあるを、「市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、その他の議会BCPが対象とする災害等が発生したとき又は災害等の発生が予測され議長が必要と認めるときに」に修正すべき。 ・9ページの図との整合から。 <p>5. 5ページ（2）の記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その旨を全議員に連絡するとともに、災害対策会議の委員を招集する。」とあるを、「災害対策会議の委員を招集する。なお、可能な範囲で議員に連絡する。」に修正すべき。 	

2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・本BCPで災害対策会議については規定されている。迅速性が要求される状況を最優先すべき。また、会派議員への連絡は、会派内で調整も可能。 6. 6ページ(6)の記述 <ul style="list-style-type: none"> ・条例第4条「(3)議会活動を最優先するよう努めること。」とあるが、その内容と齟齬があるように思われるので、「競合する活動等においても、議会活動を最優先するよう努めること。」でいいのではないか。 7. 7ページ2行目 <ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局は、発生し又は見込まれる場合、初動対応にあたることになっているが、誰の判断で実施するのか不明。 ・議長又は事務局長など、判断責任者を明確にすべき。 8. 8ページ災害対策会議について <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の組織が分かりにくいので図示すべき。 構成メンバーの「各会派の代表」の下に「各会派議員」も記載されるべき。 ・「各会派議員」が記載されることで、連絡、情報共有等は各会派の責任下で実施することが明確になり、緊急時において議会事務局が実業務に専念できる。 ・災害対策会議の招集の考え方は記載されているが、解散時期に関する記載がない。解散は招集以上に難しい判断が必要にあることが多いことから、解散時期に関する考えを記載していく必要がある。 9. 9ページの流れについて <ul style="list-style-type: none"> ・図では「災害対策会議の設置⇒議長が招集を判断⇒招集・開催」となっているが、8ページ以前に記述からはこのような工程は記載されていない。「設置＝招集」となっている。文章と図の整合は必要。 ・図の通りとするならば、設置判断と招集判断の区別の考え方も必要になると思われる。
2-4	<ul style="list-style-type: none"> 10. 12ページ <ul style="list-style-type: none"> ・「議員自身及び家族の被災、住居の被害があった場合」は「登頂の指示」はしないと解釈していいのか。このことは、条例第4条「(3)議会活動を最優先するよう努めること。」との関係はどのように解釈するのか。 ・検討如何では、条例の改正までも踏み込む内容ではないのか。 11. 16ページ <ul style="list-style-type: none"> ・図中、「オンライン会議での参加」と記載されているが、17ページの説明では、「導入検討」であり「参加」までは踏み込んでいない。整合をとる必要がある。 12. 18ページ <ul style="list-style-type: none"> ・前述「2.」で意見したように、議会の役割等との関係から整理して記載されるべきものと考ええる。 13. 20ページ(3) <ul style="list-style-type: none"> ・「議会事務局職員が被災等した場合」との記述があるが、7ページによると災害対策会議の初動対応は議会事務局職員があたることになっている。もし、震災で職員が初動対応できない場合はどのように対応するのか。 14. 21ページ 連絡体制について <ul style="list-style-type: none"> ・体制とは、組織や要領、手段等が明確になったもの理解できる。 ・「災害等発生時の連絡」であるから、「議長」「事務局」「各派代表者」「議員」等、そして「誰から誰へ」、「方法・手段の優先順位」「内容」等を明確にした「図」と説明文が必要と考える。

3	<p>全体 1. 目的、2. 計画の運用、3. 対象とする災害等、4. 基本的役割（議会）、（議長）、（議員）、（議委員事務局）、5. 災害対策会議の組織及び所管事務、6. 災害時における議会及び議員の行動、7. 感染症流行時における議会及び議員の行動、8. 災害等発生時の議会運営、9. 災害発生時の連絡体制、10. 研修及び訓練、広域連携</p> <p>平成23年の東日本大震災を受けて、本市にも、平成26年7月に「所沢市業務継続計画（BCP）【地震編】」が策定された。二元代表制の一翼である市議会が、非常時においても議会機能維持・回復を図り、市民の安全確保と災害復旧に向け、市と連携して迅速で適切な災害対策活動を行うため、必要な組織体制や議会・議員の役割等を定めた「議会BCP（素案）」の策定に、賛成する。</p> <p>この「議会BCP（素案）」は、必要最低限の規約を持ち、市と連携して、柔軟かつ迅速な災害復旧に貢献することを期待します。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
4	<p>飲料自販機はできるだけ、 ①災害時に無料提供してくれる（水だけでも）。 ②一般の自販機より社協を含む市役所関連の自販機については、購入costが20～50円高いものと複数の市民のcomplaintがある。</p> <p>上記①と②について対応してくれるベンダーが存在しています。災害対応の一つとして、やった方が良くと思います。但し、社協のとり分は減じない事。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

【問い合わせ先】 所沢市議会事務局
TEL:04-2998-9256 / FAX:04-2998-9222
E-mail:a9256@city.tokorozawa.lg.jp